

屋外広告物許可申請の手引き

香芝市
都市創造部 都市計画課
令和5年4月

★屋外広告物とは

屋外で常時又は一定期間継続して公衆に対して表示される、はり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔などをいいます。

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含まれます。

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

★屋外広告物を掲出するときは

香芝市内に広告物を掲出する場合は、許可が必要となります。地域によっては「禁止区域」(原則として広告物の掲出ができない) となっている場合があります。事前に下記の屋外広告物窓口に相談して下さい。

香芝市役所 都市計画課

電話 0745-76-2001(代表) 内線205

奈良県
屋外広告物条例

《目的》 ①良好な景観の形成、風致の維持
②公衆に対する危害の防止

屋外広告物

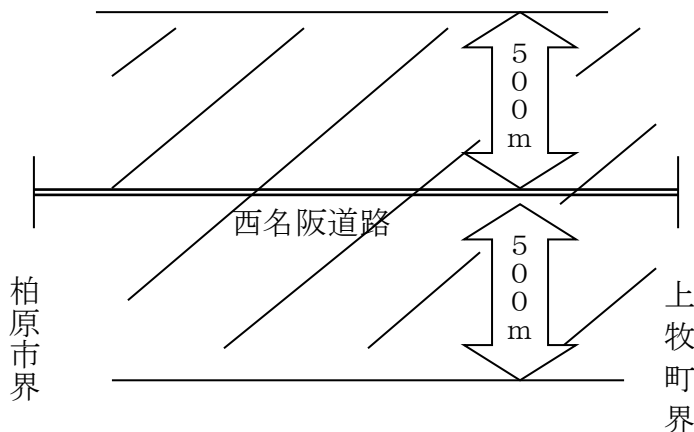
—	禁止広告物	．．．．．	P. 2
—	禁止地域等	．．．．．	P. 2
—	禁止物件	．．．．．	P. 4
—	景観保全型広告整備地区	．．．．．	P. 5
—	許可地域等	．．．．．	P. 8
—	— 許可基準	．．．．．	P. 9
—	— 許可申請等の手続	．．．．．	P. 22
—	— 手数料と許可期間	．．．．．	P. 25
—	適用除外広告物	．．．．．	P. 26
—	その他	．．．．．	P. 27
—	屋外広告業届出	．．．．．	P. 27

禁止広告物

- ◆ 次の広告物は、表示又はこれを掲出する物件を設置することができません。
 - 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観若しくは風致の維持を害するおそれのあるもの
 - 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

禁止地域等

- ◆ 次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。
 - 文化財保護法により指定された地域及びその周辺地域
(平野塚穴山古墳、尼寺廃寺跡の各々周囲100m以内)
 - 奈良県文化財保護条例により指定された地域
(どんづる峯、志都美神社の社そう・境内地)
 - 第1種低層住居専用地域
 - 陵、墓地、火葬場
 - 都市公園
- ◆ 次に掲げる道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域では、原則として屋外広告物の表示・設置はできません。(商業地域、近隣商業地域を除く)
ただし、自家用の広告物(自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの)についてはこれらの地域においても、用途地域、店舗等の建物延面積等に応じて屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。
 - 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(西名阪道路)の両側500m未満

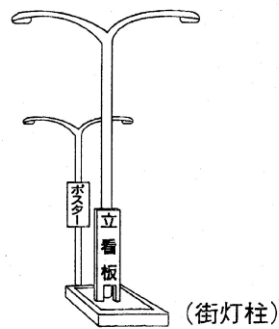
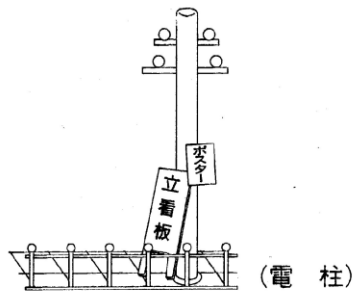
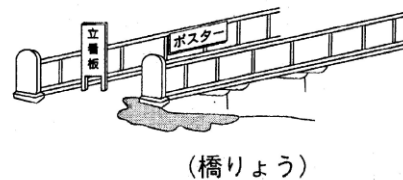
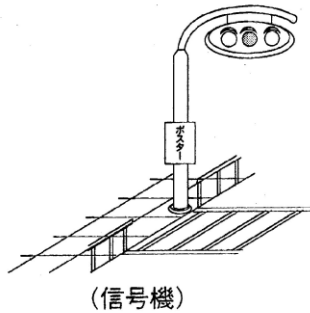
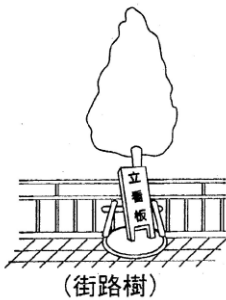


禁止物件

◆ 次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- 銅像、記念碑
- 文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの建造物
(大坂山口神社本殿)
- 石垣、よう壁
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

◆ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。



景観保全型広告整備地区

◆ 主要インターチェンジ周辺沿道地区景観保全型広告整備地区

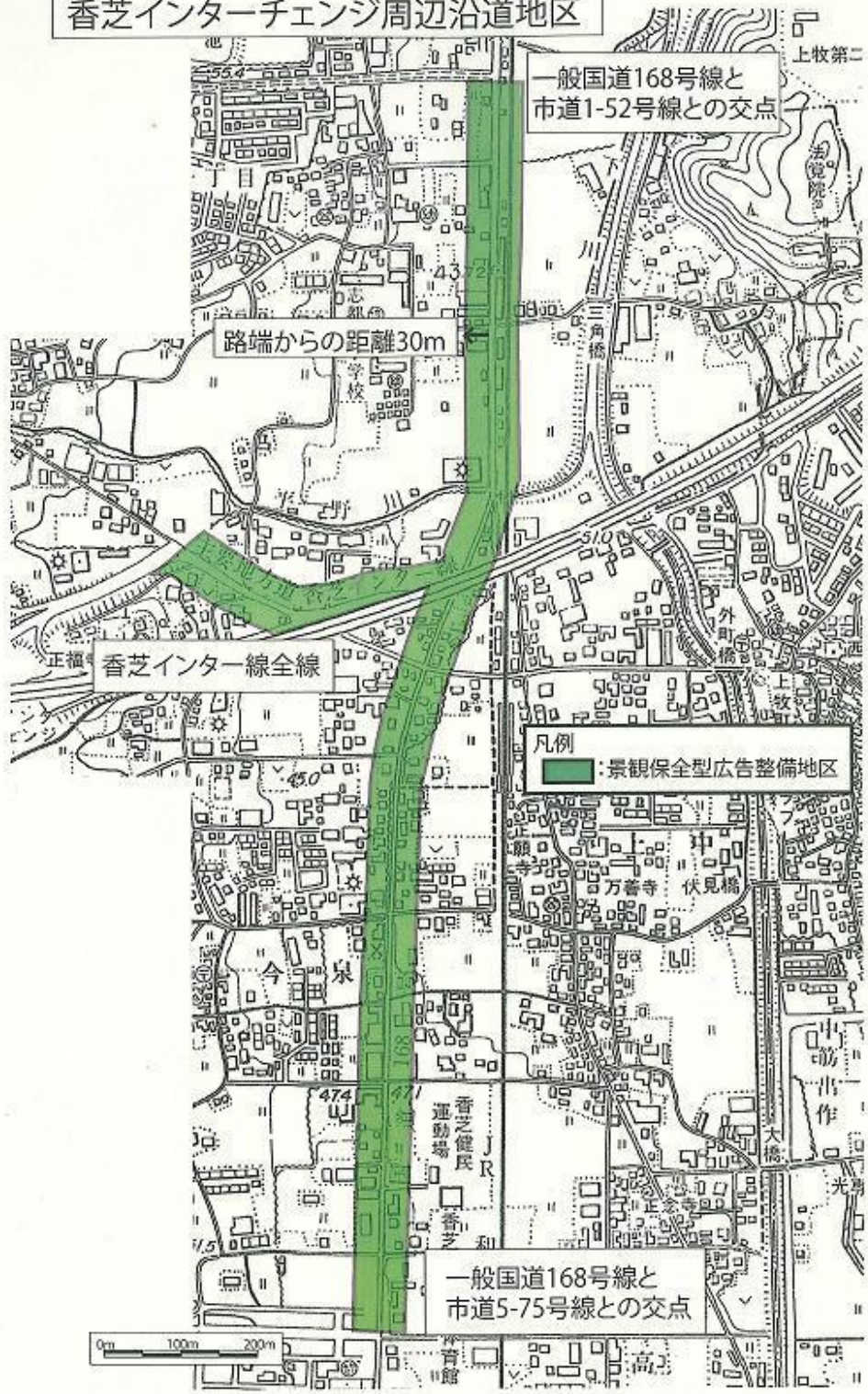
(香芝インターチェンジ周辺沿道地区)

- ◇ 当該地区において、広告物を表示又はこれを掲出する物件を設置する場合は、基本方針及び広告物の表示に関する事項に適合するように努めなければなりません。

□ 次の適用除外の広告物については、届出が必要です

- 自己の所有する土地または建物の一部に管理上必要があつて設置するもので、規則で定める基準に適合するもの。
- 道標、案内板で規則で定める基準に適合するもの。
- 禁止地域以外において自己の事業または営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもので、規則で定める基準に適合するもの。
- 放送事業者、新聞社または通信社の発行する速報。

香芝インターチェンジ周辺沿道地区



□ 全広告物

- ◆ 照明 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、5mを超える高さのものは点滅しないものに限ること
- ◆ 色彩
 - 1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。
 - 2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。

色	色相	彩度
赤	0.1R～10.0R	10.0以下
黄赤	0.1YR～10.0YR	10.0以下
黄	0.1Y～10.0Y	8.0以下
黄緑～緑	0.1GY～10.0GY～10.0G	8.0以下
青緑	0.1BG～10.0BG	7.0以下
青～青紫	0.1B～10.0B～10.0PB	8.0以下
紫	0.1P～10.0P	8.0以下
赤紫	0.1RP～10.0RP	8.0以下

※ 地色とは、文字以外の部分をさす

※ 地色の面積の1/3未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする

□ 屋上広告物 表示面積は次の表に定める面積以下であること

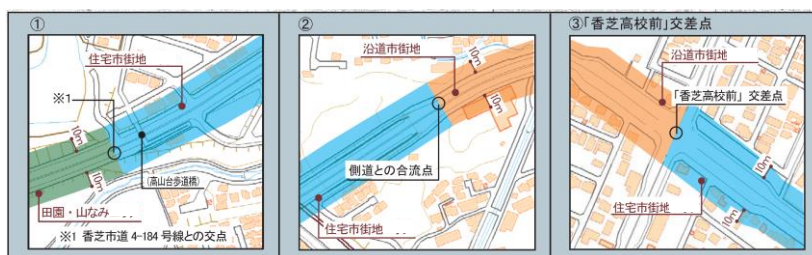
建物の高さ 建物の幅	広告物の合計面積（各面あたり）	
	建物の高さ12m未満	建物の高さ12m高さ以上
20m未満	30㎡以下	40㎡以下
20m以上50m未満	45㎡以下	60㎡以下
50m以上100m未満	60㎡以下	80㎡以下
100m以上	90㎡以下	120㎡以下

許可地域等

- ◆ 市内で広告物を表示又はこれを掲出する物件を設置する場合は、許可が必要となります。

なお、二上山や三輪山等の奈良県を代表する景観資源を眺望することができる中和幹線を対象とした奈良県の「中和幹線屋外広告物ガイドライン」に基づいた中和幹線沿道区域とその他の地域に分かれています。

※中和幹線沿道区域…都市計画道路 中和幹線の境界より両側10mを対象に3つの地域があります。



許可基準

◆ 一般基準

□ 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。
- 中和幹線沿道区域は、マンセル表色系における彩度が、赤、黄赤、黄では10、その他の色相では8を超える色彩を使用する場合は、その表示部分を表示面の30%以下とすること。（明度3以下の色彩は除く。）（※1）
- その他の地域は、赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色彩（※2）を使用する場合は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※3）
- 赤と緑又は緑と紫は近接して使用しないこと。
- 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。
- 中和幹線沿道区域における可変表示式屋外広告物は、次の表によるものとする。

住宅市街地地域	田園・山なみ地域	沿道市街地地域
表示しないこと		自己の事業又は営業に関し自己の事務所等に表示するもの
		信号を有する交差点から30m以上離れていること
		表示面積は、各種類別基準に定める上限の1/4以下であること
		屋上広告物には設置しないこと

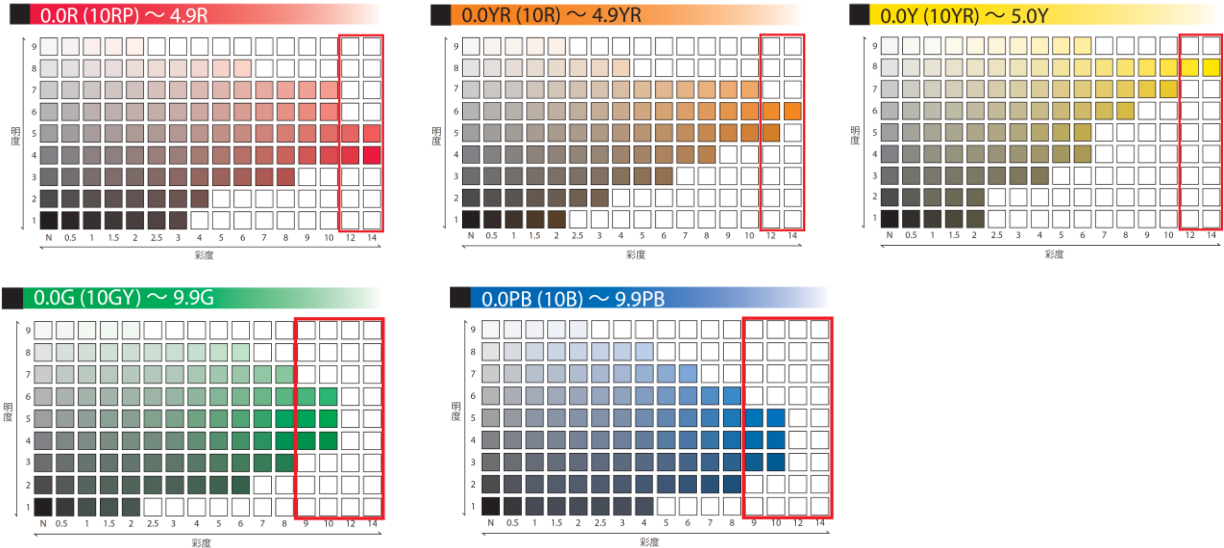
□ 危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、雨又は振動により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

☆ 色彩の一般基準

※1 中和幹線沿道区域で制限を受ける色彩例

赤枠内の色彩は板面の30%以下とすること（明度3以下の色を除く）



※2 「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超え
緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超え
紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超え

※3 「その表示部分を最小面積にとどめること」とは、以下の範囲内にとどめなければならない。（※2のマンセル値に該当した場合）

商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
50%を越えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	40%を越えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

◆ 中和幹線沿道区域における種類別基準

屋上広告物

	住宅市街地地域	田園・山なみ地域	沿道市街地地域
上端高さ	高度地区の上限以下		
広告物の高さ	建築物の高さの1/2以下		
総表示面積	6 m ² 以下	20 m ² 以下	100 m ² 以下
設置個数	1個/1棟		
その他	和風建築物の棟には掲げないこと		
	屋根には直接ペンキ等で表示しないこと		
	-	-	可変表示式屋外広告物でないこと

軒下広告物

	住宅市街地地域	田園・山なみ地域	沿道市街地地域
1 広告物の表示面積	8m ² 以下 ただし、壁面に直付けするものは、他の広告物の表示面積を含め24m ² 以下かつ当該壁面の1/3以下	10m ² 以下 ただし、壁面に直付けするものは、他の広告物の表示面積を含め30m ² 以下かつ当該壁面の1/3以下	20m ² 以下 ただし、壁面に直付けするものは、他の広告物の表示面積を含め60m ² 以下かつ当該壁面の1/3以下
上端高さ	建築物の高さ以下		
設置個数	同一壁面に3個以下		

※突出広告物は次の基準に適合すること。

突出幅	道路上に突出しないこと
1 広告物の表示面積	当該壁面ごとに10m ² 以下
広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下

広告塔、建植広告物

	住宅市街地地域	田園・山なみ地域	沿道市街地地域
上端高さ	6m以下	10m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔は、木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 ・建植広告物は、5m以下
表示面積	1面あたり5㎡以下かつ合計15㎡以下	1面あたり10㎡以下かつ合計30㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔は、1面あたり20㎡以下かつ合計60㎡以下 ・建植広告物は、1面あたり30㎡以下（両面でも30㎡以下）
設置できるもの	自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの 市街地において表示するもの		

へい かき 広告物

・16ページ参照

電柱広告物 (突出広告、巻付広告)

アーチ広告物

・19ページ参照

気球広告物

広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)

・20ページ参照

立看板、はり札、はり紙

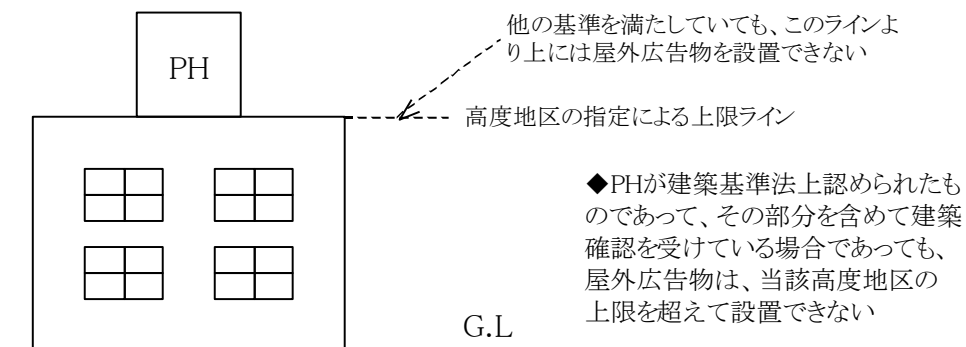
・21ページ参照

◆ 中和幹線沿道区域以外（その他の地域）の種類別基準

屋上広告物

● 屋上広告物の共通基準

△ 高度地区に指定による限度



△ 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと

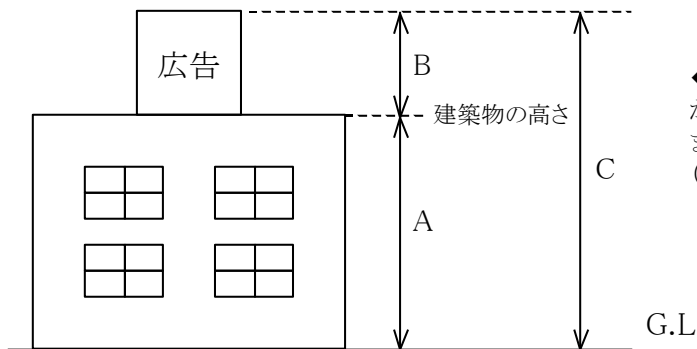
△ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

● 屋上広告物の地域別基準

- A=建築物の高さ（=建築物の最高高さ）
- B=広告物の高さ（=建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで）
- C=平均G.Lから広告物の表示面積部分の上端までの高さ

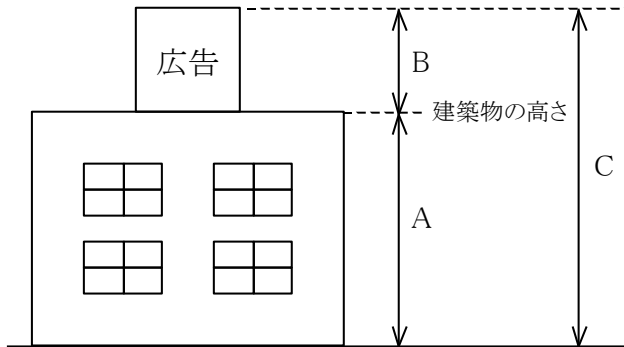
○ 屋上第1種地域

（第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域）



◆ $B \leq A \times 1/2$ で
かつ地上から広告物の上端
までの高さが15m以下
(15m高度地区のため)

○ 屋上第2種地域（その他の地域）

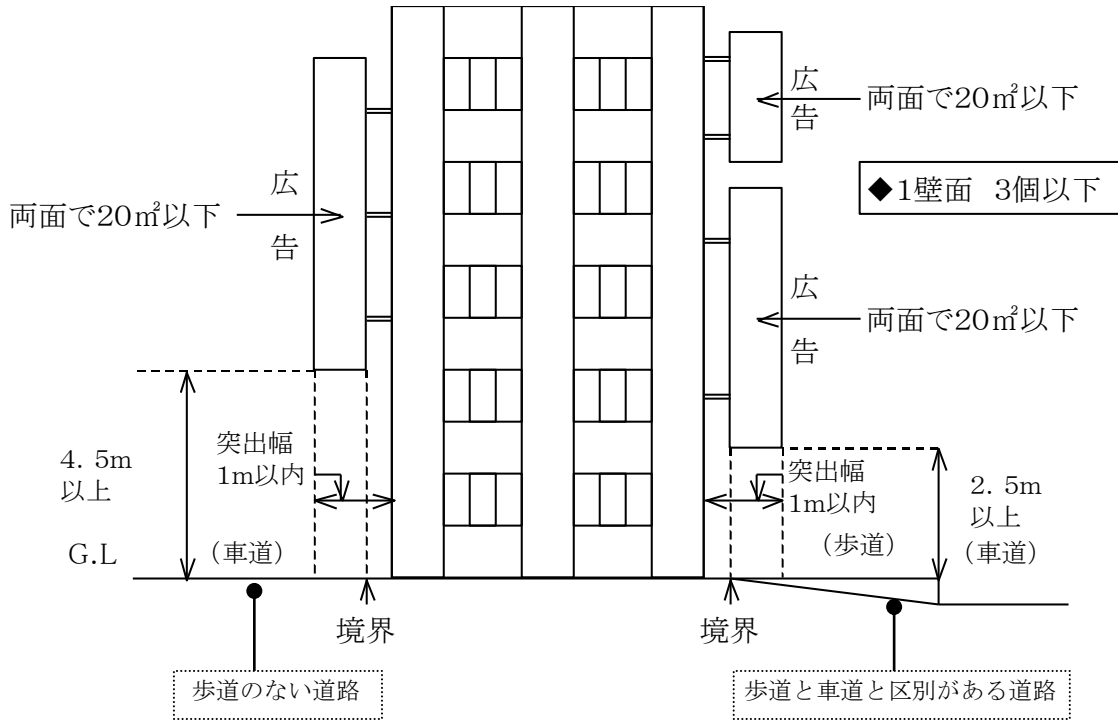


◆ 高さが(A)が15m未満の場合
 $B \leq A \times 1/2$ で
かつ地上から広告物の上端
までの高さが20m以下
◆ 高さが(A)が15m以上の場合
 $B \leq A \times 1/2$ で
かつ地上から広告物の上端
までの高さが36m以下
(各々高度地区の最高限度を、
G.L.その上端までの高さの限度とする)

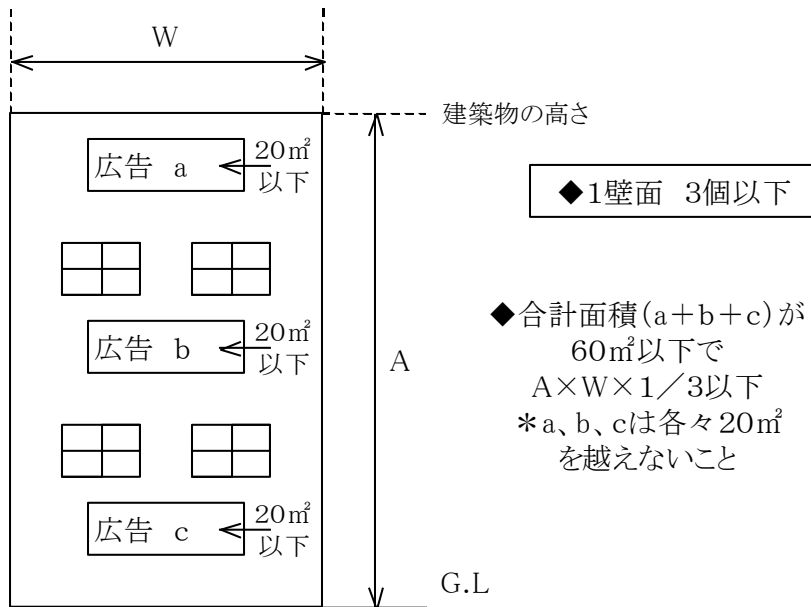
軒下広告物

☆突出+壁面で1壁面3個以下

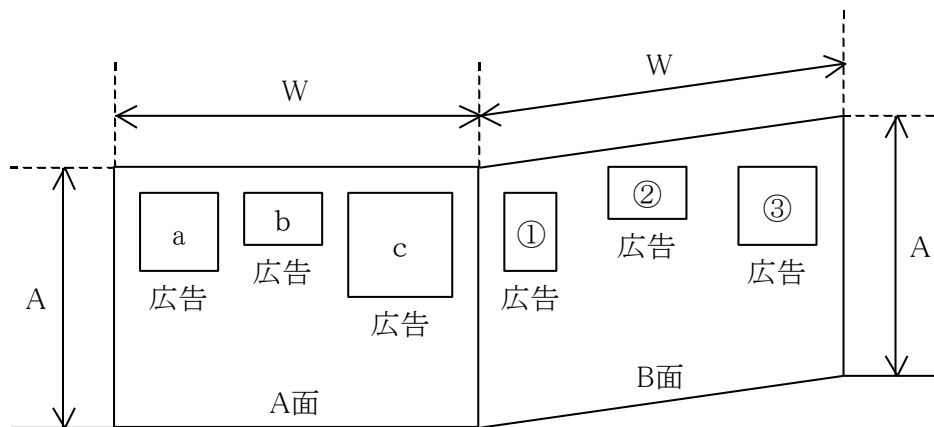
● 突出



● 壁面

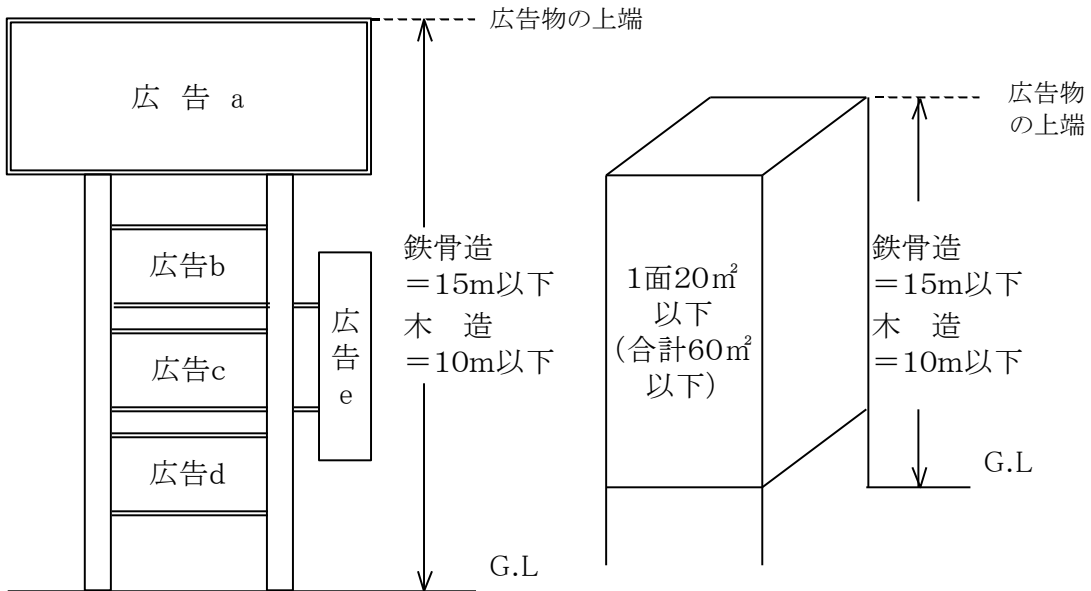


へい、かき広告物



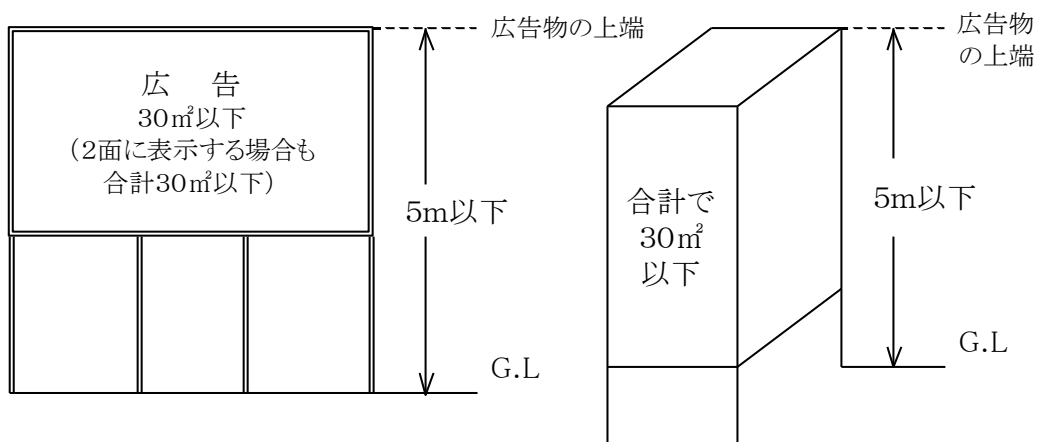
- ◆1面 3個以下
- ◆古い土べいには掲げないこと
- ◆各面の合計面積($a+b+c$ 又は $①+②+③$)が
60㎡以下で $A \times W \times 1/3$ 以下
 - * $a, b, c, ①, ②, ③$ は各々20㎡を超えないこと
- ◆広告物の上端はへい等の上端を超えないこと

広告塔

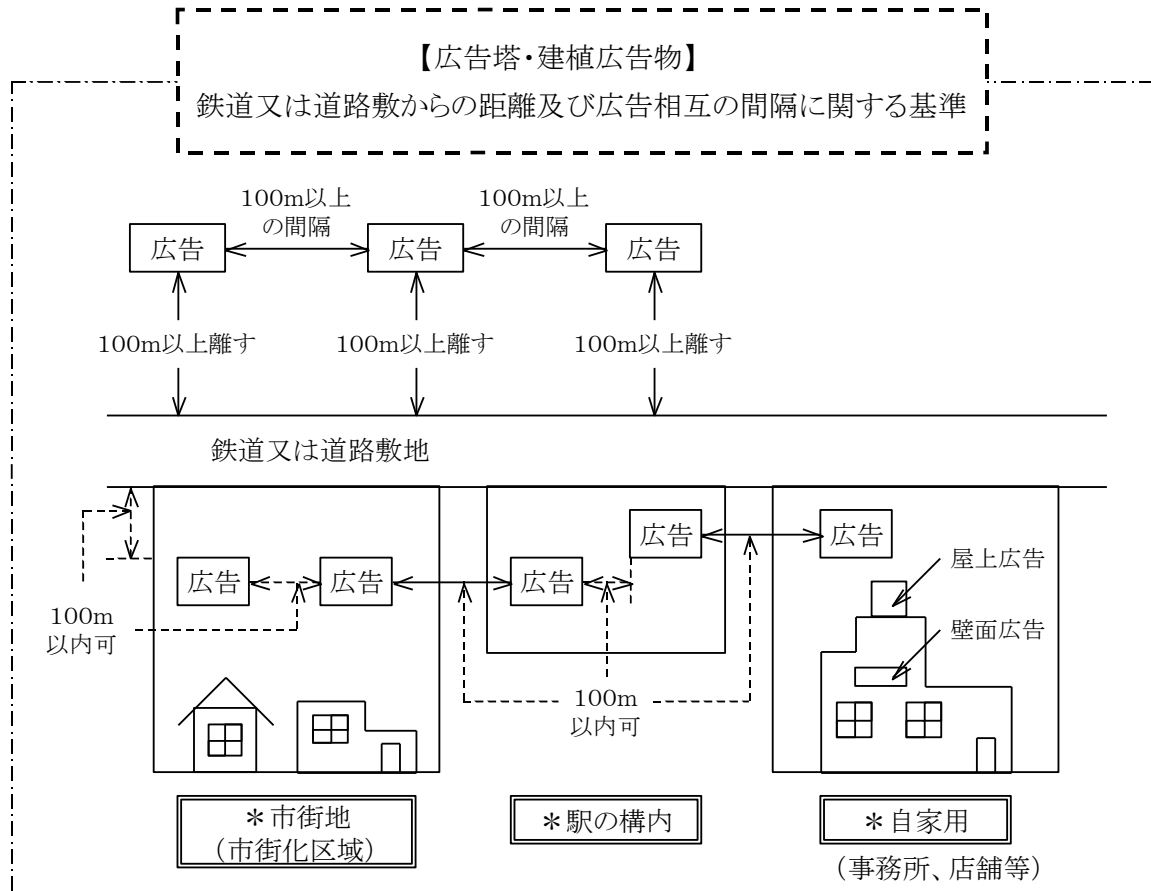


- ◆1面の合計面積(a+b+c+d+e)が20m²以下
- ◆各面の合計面積が60m²以下

建植広告物



立地に関する規制

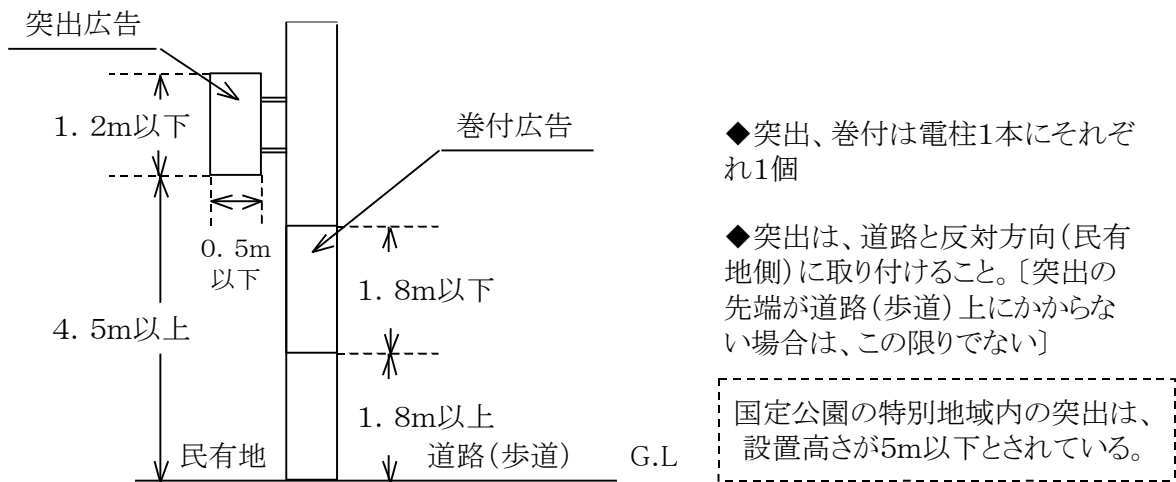


◇同一広告主が何箇所かに新設する場合、各々100m以上間隔をあけるとだけでなく、既設の他物件からも100m以上離す

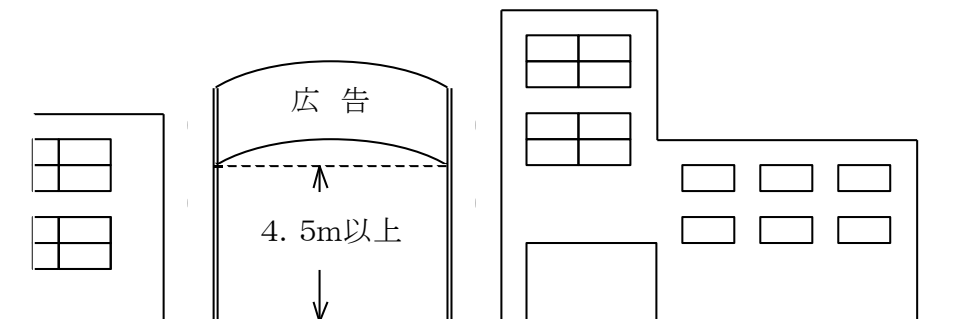
◇「市街地」の解釈（①または②に該当する区域）

- ① 広告設置場所側の沿道（沿線）で、広告物を中心とした半径50m以内に建築物が存する場合。ただし、向側を（逆サイド沿道、沿線）除く。
- ② 当該鉄道または道路敷地から後方100m以内に建築物があり、広告物が設置されても後方の景観に支障を及ぼさない場合。

電柱広告物 (突出広告、巻付広告)

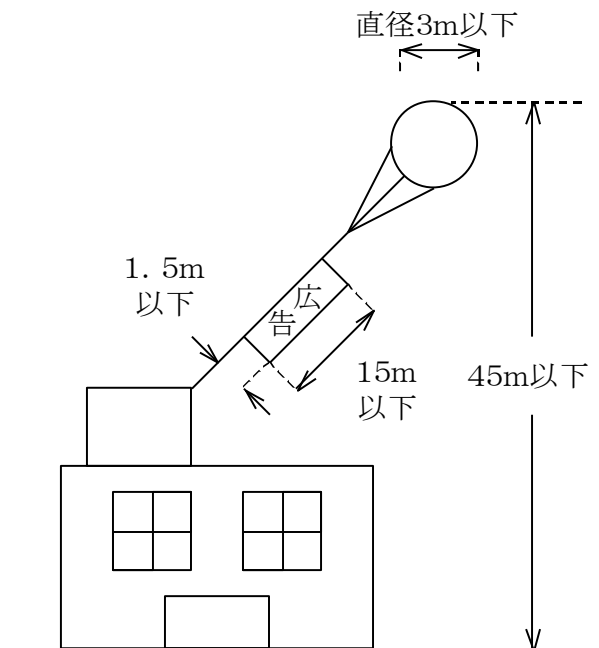


アーチ広告物



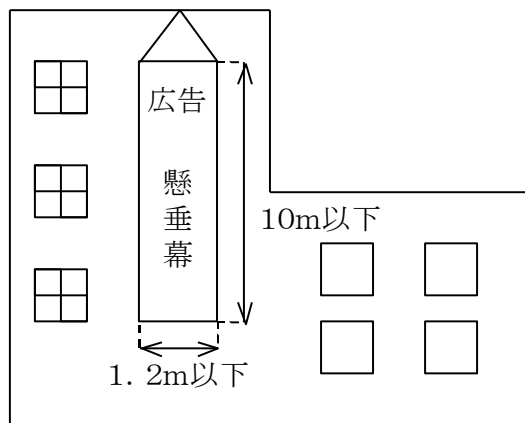
- ◆アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



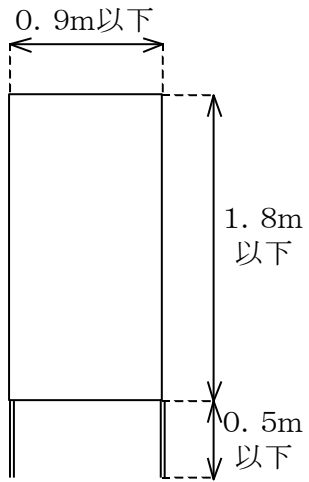
- ◆掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
- ◆広告面にネットを使用のこと
- ◆風速5m以上の時は掲揚しないこと
- ◆気球に補助網があること

広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)



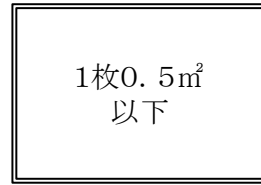
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□ 立看板

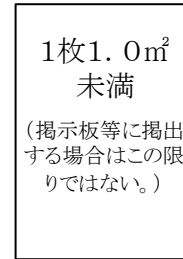


◆設置期間は、2ヶ月以内

□ はり札



□ はり紙

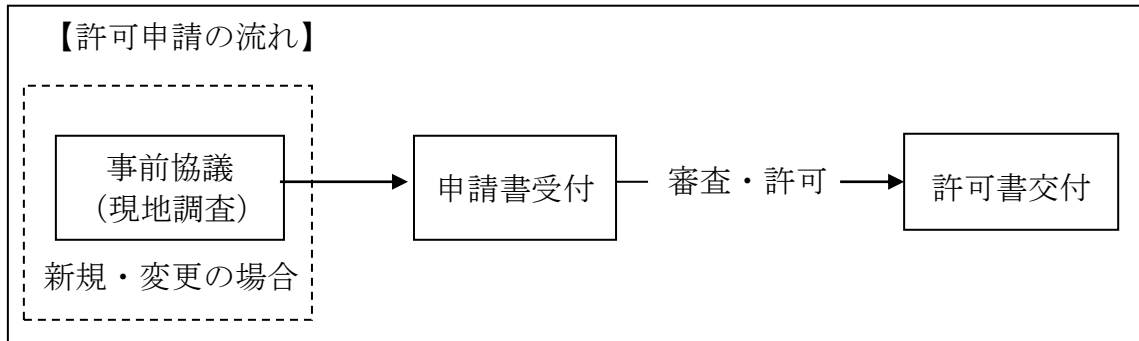


◆新聞紙に墨書又は絵具書
したものは掲出しないこと

◆掲出期間は、1ヶ月以内

許可申請等の手続

許可申請等についての照会・相談・受付等は、香芝市都市計画課で行っております。



□ 新規の場合

広告物許可申請書正副2通に、次の書類（24ページ）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。（第1号様式）

□ 変更の場合

広告物変更許可申請書正副2通に変更の内容を明らかにした書類（24ページ）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。（第2号様式）

□ 継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の30日前までに広告物継続許可申請書正副2通に、次に掲げる書類を添えて提出し許可を受けて下さい。（第3号様式）

- (1) 屋外広告物自己点検結果報告書（第3号様式の2）
- (2) 広告物又はこれを掲出する物件及び周辺の状況が分かる写真（申請の日前30日以内に撮影したカラー写真で、撮影年月日を記載したもの）

各許可申請には手数料（25ページ）が必要です。
納付方法は、納付書を発行しますので、納付期限までに指定の金融機関で納付してください。

□ 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届 1 通を提出してください。（第 6 号様式）

□ 撤去した場合

屋外広告物撤去届 1 通を提出してください。（様式あり）

◆ その他（他法令により手続きが必要な場合）

○ 高さ 4 m を越える広告塔等に広告物を掲出する場合

工作物の確認（建築基準法）

奈良県高田土木事務所

○ 道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（国道 1 6 5 号線）

奈良国道工事事務所（出張所）管理課

（県道、国道 1 6 8 号線）

奈良県高田土木事務所 管理課 管理係

（市道）

香芝市 公園道路管理課

○ その他許認可の手続きが必要な場合がありますので、ご確認下さい。

許可申請必要書類

必要書類		新規	変更		備考
			意匠	その他	
①屋外広告物許可申請書 (規則・第1号様式)		○			
②屋外広告物変更許可申請書 (規則・第2号様式)			○	○	
③付近の見取り図		○			縮尺 1/2,500 程度の地図に設置場所を記入 (朱書)。
④色彩及び意匠を表す図面		○	○	○	広告物の色彩・意匠図 (立面図に着色も可)。審査対象の色彩を使用の場合、マンセル値及び使用面積を記入。
仕様書及び設計図	⑤敷地配置図・平面図	○		○	広告物の設置場所を記入 (朱書)。敷地配置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	⑥立面図	○		○	広告物の設置場所を記入。屋上の場合は図面上に GL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑦構造図	○		○	広告物の構造を示す図面 (基礎構造図、取付断面図を含む)。照明の取付状況を示す図面。
⑧建築確認通知書 (建築物) 及び第1面～第5面の写し		△			屋上広告物の場合、または屋上広告物か軒下広告物か判別できない場合に必要 (建築物断面図でも可)。展望規制地域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合に必要。
⑨道路占用許可書の写し		△		△	道路 (公道) の上空を占用する場合に必要。
⑩委任状		△	△	△	申請を委任する場合に必要。

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

* 申請部数 各2部

屋外広告物許可手数料と許可期間

種類	手数料	許可期間
広告塔、アーチ広告物、 屋上広告物、建植広告物、 軒下広告物、塀垣広告物	5㎡まで 1,500円 5㎡増すごとに1,500円加算	3年以内
気球広告物	1個 1,000円	1年以内
広告幕	1個 500円	
電柱広告物	1件5個まで 1,000円 5個増すごとに1,000円加算	
はり札	1件5個まで 500円 5個増すごとに500円加算	
立看板	1件5個まで 1,000円 5個増すごとに1,000円加算	2ヶ月以内
はり紙	1件100枚まで 500円 100枚増すごとに500円加算	1ヶ月以内

- 1件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。
- 単位の端数は、一単位に切り上げます。

適用除外

自家用広告などについて、条例の規定の一部適用を除外して、一般の広告物より規制の基準を緩和している場合があります。

したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合があります。

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 自家用広告物
自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、次の表の基準に適合するもの。

区分 地域	事務所、営業所等 に表示するもの	所有地、管理地等 に表示するもの
市内全域	10㎡以下	5㎡以下

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
- 車両に表示されるもの。
- 神社、寺、教会が宗教行事のために表示するもの。
- 年中行事のため主催者が表示するもの。
- 冠婚葬祭のため表示するもの。
- 道標、案内板
次の表の基準に適合するもの。

区分 地域	道標	案内板 (文化財の紹介を 目的としたもの)
市内全域	たて 40cm以下 よこ 105cm以下 (※注)	5㎡以下

(※注) 交差点周辺禁止地域での規格は別途記載(3ページ)

その他の注意事項

□ 適切な管理と自主撤去

● 許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の標識は必ずつけてください。

● 管理義務

設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

● 撤去義務

許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。

● 罰則の適用

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告業の登録

□ 屋外広告業の登録

奈良県内で屋外広告業を営むには、知事の登録が必要となります。

また、屋外広告業者を営むためには、登録を受ける営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。

※ 屋外広告業の登録等について詳しくは下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

屋外広告業届出担当窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県くらし創造部景観・環境局

景観・自然環境課 景観・屋外広告係

TEL.0742-27-8752

屋外広告物担当窓口

〒639-0292 香芝市本町1397番地

香芝市 都市創造部 都市計画課

電話番号：0745-76-2001（代表）

FAX番号：0745-78-3830

E-mail : tokei@city.kashiba.lg.jp